

手ぶら観光推進によるオーバーツーリズムの未然防止・抑制事業
委託業務に係る御質問への回答について

No.	企画提案仕様書の項目	質問内容	回答
1	仕様書「4 業務内容(1) スマートロッカーを活用した手荷物預かりサービス」	「設置場所の選定にあたり、関係機関との調整等を行うこと」とありますが、ロッカーの設置に向けた具体的な候補先(那覇空港やゆいレール駅等の管理者様)について、県からご紹介や橋渡し等のご支援をいただくことは可能でしょうか。	対応可能です。選定された候補先の管理者様に対し、県から事業概要の説明や窓口紹介の支援を行います。
2	仕様書「4 業務内容(1)全般(または公募要領「4 予算額」)	本委託業務の経費(上限80,000,000円)について伺います。スマートロッカーの製造・設置等にかかる「初期費用」に加えて、実証実験期間中の日々の清掃費や手荷物配送にかかる運賃・人件費などの「ランニング費用」も委託費として計上してよろしいでしょうか。	計上可能です。 ただし、本事業は観光庁の補助金を活用するため、同庁の事業目的に合致した業務に係る経費のみが対象となります。また、沖縄県が観光庁の交付決定を受ける前に行われた製造発注・契約・支出等の行為に係る経費については、対象外となります。 さらに、利益等の排除(原価算定)が必要となるため、自社や関係会社等から物品調達や外注(下請含む)を行う場合は、取引価格から利益相当額を控除した金額(原価)を対象経費としてください。あわせて、1件10万円以上で取得(購入・製造・開発等)した財産の所有権及び開発された成果物の知的財産権(著作権等)は沖縄県に帰属します。特に1件50万円以上の財産等については、委託期間終了後も一定期間、目的外の処分(他者使用・転売・譲渡・廃棄等)は原則制限され、無断処分が発覚した場合には、委託金額の返還を命ずることがあります。 なお、委託経費内における対象経費の適否について疑義が生じた場合は、観光庁へ確認を行います。その判断により対象外とされた経費については、理由の如何に関わらず本委託費の対象(支払対象)とは認められませんので、あらかじめ御承知おきください。 <参考> ①観光庁「令和8年度オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業」公募要領 補助対象事業・補助対象経費 https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001992289.pdf ②計画申請の手引き64ページ 収益納付の考え方 https://ot-kankoseibi.go.jp/document/ ③補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
3	仕様書「2 履行期間」	本業務の履行期間が「契約締結日から令和9年2月1日まで」とされていますが、この「令和9年2月1日」とは、『当日手荷物配送サービスの実証実験を開始する期限』という理解でよろしいでしょうか。それとも、実証実験の終了から報告書の提出まですべての業務を完了させる期限でしょうか。	実証実験の終了から完了報告(実績報告)の提出まで、すべての業務を完了させる期限です。令和9年2月1日までに、実証実験の終了、精算、完了報告、実績報告等のすべての手続きを完了する必要があります。 契約書(案)の第7条、第8条及び第9条を御確認ください。
4	仕様書「2 履行期間」	(質問3に関連して)仮に、履行期間(令和9年2月1日)が実証実験の「開始期限」である場合、当該実証実験の「終了日」はいつまでに設定すべきでしょうか。あるいは、企画提案において事業者側で任意の終了日を設定してよろしいでしょうか。	履行期間は、すべての業務を完了させる期限(令和9年2月1日まで)としております。 実証実験の終了日については、その後の精算手続きや完了報告、実績報告等の期間を考慮し、履行期間内で設定してください。
5	4業務内容(5) 先進事例収集	令和6年度及び令和7年度実施済み地域をご教示ください。	令和7年度:東京、大阪、京都 ※別添報告書を参照ください
6	4業務内容(6) 連絡会の開催・運営	過年度の構成員について、ご教示ください。 ※上記項目にも関連しますが、過年度の報告書を提供いただきたく、よろしくお願いたします。	令和7年度の構成員(実績):別添のとおり